

町田市全国大会等出場者祝金支給要綱

第1 目的

この要綱は、スポーツの全国大会等に出場する個人又は団体に町田市全国大会等出場者祝金（以下「祝金」という。）を支給し、かつ、顕彰することに関し、必要な事項を定めることにより、市民のスポーツに対する意欲の向上に寄与することを目的とする。

第2 支給対象大会

祝金の支給の対象となる全国大会等（以下「支給対象大会」という。）とは、競技会の性格を有する国際大会又は全国大会とする。ただし、次に掲げるものは、対象としない。

- (1) 企業が単独で出場する実業団大会
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める全国大会等

第3 支給対象者

祝金の支給の対象となる者は、市民又は次に掲げる要件に該当する団体で、予選会又は推薦の方法により支給対象大会に出場したもの（町田市スポーツ推進条例（平成25年3月町田市条例第6号）第2条第4号に掲げるホームタウンチームを除く。）とする。

- (1) 構成員が5人以上で、その50パーセント以上が市民であること。
- (2) 主に市内を活動の拠点としていること。

第4 祝金の支給額

祝金の支給額は、次の表に掲げる額とする。

支給対象大会の区分	支給額
オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会	20万円
国際大会（オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会を除く。）	10万円

団体で出場する全国大会	1万円に団体構成員のうち町田市在住の者の数を乗じた額と10万円とを比較していずれか少ない方の額
個人で出場する全国大会	1万円

第5 祝金の支給制限

- 1 祝金の支給は、同一の個人又は団体について、市の同一会計年度内に1回限りとする。
- 2 祝金は、町田市立中学校部活動全国大会等参加費補助金交付要綱（2007年4月1日適用）の補助の対象となるものには支給しないものとする。

第6 祝金の支給申請

祝金の支給を受けようとする者は、支給対象大会が開催された年度内に、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会要項
- (2) 大会登録メンバー表（申請者が団体で申請する場合に限る。）
- (3) 大会出場までの経緯を掲載した書類
- (4) 大会結果表
- (5) 団体構成員のうち、町田市在住の者の氏名及び住所が記載されている名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第7 祝金の支給決定

- 1 市長は、第6に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、祝金の支給又は不支給を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により祝金の支給又は不支給を決定したときは、その旨を書面により、申請者に通知する。

第8 祝金の支給請求等

- 1 祝金の支給決定を受けた者は、第7第2項の規定による通知を受けた日から20日以内に請求書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに祝金を支給する。

第9 支給決定の取消し

市長は、第8第1項に規定する祝金の支給決定を受けた者が同項に規定する支給の請求を行わないとき、又は偽りその他不正な手段により祝金の支給を受けたときは、祝金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分について既に祝金を支給しているときは、返還を請求するものとする。

第10 様式

祝金の支給に関し必要な様式は、市長が別に定める。

第11 補則

この要綱に定めるもののほか、祝金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、1999年4月1日から施行する。
- 2 町田市全国大会等出場者補助金交付要綱（1989年5月1日施行）及び全国大会等出場者補助金交付審査会設置要綱（平成元年5月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、1999年7月29日から適用する。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2002年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。